

議案第24号

三宅町企業立地のための事業協力促進条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町企業立地のための事業協力促進条例(平成29年6月三宅町条例第18号の1)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3年 3月 3日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町企業立地のための事業協力促進条例の一部を改正する条例

三宅町企業立地のための事業協力促進条例（平成29年6月三宅町条例第18号の1）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「三宅町商業施設等立地促進条例第2条第1項第2号」を「三宅町商業施設等立地促進条例第2条第1項第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の三宅町企業立地のための事業協力促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に届出をする事業者から適用し、同日前に届出をした事業者については、なお従前の例による。

三宅町企業立地のための事業協力促進条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 商業等 <u>三宅町商業施設等立地促進条例第2条第1項第3号の規定</u>に該当するものをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 商業等 <u>三宅町商業施設等立地促進条例第2条第1項第2号の規定</u>に該当するものをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>